

ぐんま芸術文化創造事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 新・群馬県文化振興指針（以下「指針」という。）に基づき、誰もがクリエイティブに自分の可能性を広げ、芸術文化を通して自分らしい生き方ができることを目指し、文化を担う人づくりや国境・世代・地域等の垣根にとらわれないクリエイティブな取組、地域の文化資産を活かした経済活動に関する先駆的な取組など、「ぐんまスタイル」の創造につながる多様で創造性豊かな文化活動や事業に対して支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、その取扱いについては、群馬県補助金等に関する規則の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、指針に示す将来像につながる、アートの力で、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県の実現に資する、地域の文化や資源等を活用した、持続可能な活動の発展や継承を推進する事業で、知事が適当と認めた事業とする。

2 補助事業は、以下のプログラムにより構成されることとする。

なお、各プログラムの内容、対象団体、補助対象期間、補助率及び補助上限額は、次の表に掲げるとおりとする。

文化を担う人づくり事業	内容	各分野で活躍する人材育成のために、潜在的なニーズの発掘や担い手確保・継続した活動につなげる事業
	対象	特定非営利活動法人等の民間団体（実行委員会形式等含む）
	補助対象期間	単年度、複数年度（上限3年）
	補助率	補助対象経費の1/2以内
	補助上限額	500千円
ボーダレスな地域創造事業	内容	垣根（国境、世代、地域等）にとらわれないクリエイティブな事業
	対象	特定非営利活動法人等の民間団体（実行委員会形式等含む）
	補助対象期間	単年度、複数年度（上限3年）
	補助率	補助対象経費の1/2以内
	補助上限額	500千円
新たな価値の創出事業	内容	地域の文化資産と先端技術やアートを掛けあわせた、観光や地域振興など経済活動につながる事業 サステナブルな活動につながる、新たな需要や付加価値を生み出す事業
	対象	特定非営利活動法人等の民間団体（実行委員会形式の場合は市町村が構成員であること。その他団体の場合は、市町村との覚書を交わしていること。）
	補助対象期間	単年度、複数年度（上限3年）
	補助率	補助対象経費の1/2以内
	補助上限額	2,000千円

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費とする。

ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 施設整備費及び備品購入費

備品購入費のうち、案内板、看板等の事業実施に直接関係する経費は対象とする。

(2) 人件費その他団体等の恒常的な運営費

(事業計画)

第4条 補助事業の指定を受けようとする補助事業者は、事業計画書（別記様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

(事業の指定)

第5条 知事は、前条の規定による事業計画書が提出されたときは、その内容の審査、現地調査等により、適当と認められるときは、補助事業として指定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第2号）及び誓約書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容の審査、現地調査等により、適当と認められるときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、別記様式第4号により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ補助事業変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容の審査、現地調査等により、適当と認められるときは、補助事業の変更又は中止を承認し、別記様式第6号により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により補助事業の変更又は中止を承認するときは、必要に応じ条件を付し、これを変更又は中止することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 知事は、前条の実績報告がなされたときは、その内容の審査、現地調査等により、適正と認められるときは、当該事業に係る補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、実績報告書の審査、現地調査等に基づき、その額が確定した後に精算払いにより交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いによることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、補助金の交付の決定を行った場合においても、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、又は群馬県補助金等に関する規則若しくはこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(書類の整備等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業実施の年度の翌年度から 7 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事はその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。